

新潟県選挙管理委員会規程第10号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年11月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
見附市	(略) 特別養護老人ホーム フローラ	(略) 見附市新幸町7-9	見附市	(略) 特別養護老人ホーム フローラ	(略) 見附市新幸町7-9
	<u>特別養護老人ホーム 古志乃里</u>	<u>見附市緑町20番1 号</u>			
(略)			(略)		
佐渡市	(略) 特別養護老人ホーム 新穂愛宕の園	(略) 佐渡市新穂瓜生屋 339-2	佐渡市	(略) 特別養護老人ホーム 新穂愛宕の園	(略) 佐渡市新穂瓜生屋 339-2
	<u>特別養護老人ホーム 真野の里二号館</u>	<u>佐渡市八幡1881番 地1</u>			
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。